

## 指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定要件

要件種別	病院又は診療所	薬局	指定訪問看護事業者等	根拠法令
1基本方針（責務）	支給認定に係る障がい者等の心身の障がいの状態の軽減を図り自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、良質かつ適切な自立支援医療を行っているか。【法第61条】	支給認定に係る障がい者等の心身の障がいの状態の軽減を図り自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、良質かつ適切な自立支援医療を行っているか。【法第61条】	支給認定に係る障がい者等の心身の障がいの状態の軽減を図り自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、良質かつ適切な自立支援医療を行っているか。【法第61条】	○障害者総合支援法第61条、同法施行規則第60条
2療養担当規程の厳守状況	受診者の診療を正当な理由がなく拒んでないか。【療担規程第2条】	受診者の調剤を正当な理由がなく拒んでないか。【療担規程第2条】	受診者の訪問看護を正当な理由がなく拒んでないか。【療担規程第2条】	○指定自立支援医療機関（精神通院医療）療養担当規程（平成18年厚生労働省告示第66号）
	医療受給者証が有効であることを確認した上で診療しているか。【療担規程第3条】	医療受給者証が有効であることを確認した上で調剤しているか。【療担規程第3条】	医療受給者証が有効であることを確認した上で訪問看護しているか。【療担規程第3条】	
	受診者にやむを得ない事情がある場合、受診者にとって便宜な時間を定めて診療しているか。【療担規程第4条】	受診者にやむを得ない事情がある場合、受診者にとって便宜な時間を定めて調剤しているか。【療担規程第4条】	受診者にやむを得ない事情がある場合、受診者にとって便宜な時間を定めて訪問看護しているか。【療担規程第4条】	
	診療録に必要な事項を記載しているか。【療担規程第5条】	調剤録に必要な事項を記載しているか。【療担規程第5条、9条】	訪問看護に関する諸記録に必要な事項を記載しているか。【療担規程第5条、8条】	
	診療及び診療報酬の請求に関する帳簿等をその完結の日から5年間保存しているか。【療担規程第6条】	調剤及び調剤報酬の請求に関する帳簿等をその完結の日から5年間保存しているか。【療担規程第6条】	訪問看護及び訪問看護報酬の請求に関する帳簿等をその完結の日から5年間保存しているか。【療担規程第6条】	
	受診者について次のいずれかに該当する事実のあることを知った場合には、受給者証を交付した市町村等に通知しているか。【療担規程第7条】	受診者について次のいずれかに該当する事実のあることを知った場合には、受給者証を交付した市町村等に通知しているか。【療担規程第7条】	受診者について次のいずれかに該当する事実のあることを知った場合には、受給者証を交付した市町村等に通知しているか。【療担規程第7条】	
	①受診者が正当な理由なく、診療に関する指示に従わないとき。	①受診者が正当な理由なく、調剤に関する指示に従わないとき。	①受診者が正当な理由なく、訪問看護に関する指示に従わないとき。	
②受診者が詐欺その他不正な手段による診療を受け、又は受けようとしたとき。	②受診者が詐欺その他不正な手段による調剤を受け、又は受けようとしたとき。	②受診者が詐欺その他不正な手段による訪問看護を受け、又は受けようとしたとき。		
3人員体制、設備の整備状況	患者やその家族の要望に応じて、各種医療・福祉制度の紹介や説明、カウンセリングの実施等が行える体制を整備しているか。また、診断・及び治療を行うに当たって、十分な体制を有しており、適切な標榜科を示しているか。【指定要領第2-2】	患者やその家族の要望に応じて、各種医療・福祉制度の紹介や説明、カウンセリングの実施等が行える体制が整備されているか。【指定要領第2-2】	患者やその家族の要望に応じて、各種医療・福祉制度の紹介や説明、カウンセリングの実施等が行える体制が整備されているか。【指定要領第2-2】	○指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定要領（平成18年厚生労働省通知）
	指定自立支援医療を主として担当する医師が次の要件を満たしている保険医療機関であるか。【指定要領第2-3】			
	①当該指定自立支援医療機関に勤務している医師であること。【指定要領第2-3-(1)】	複数の医療機関からの処方せんを受け付けている保険薬局であり、かつ、十分な調剤実務経験のある管理薬剤師を有しているか。【指定要領第2-4】	適切な訪問看護等を行うために必要な人員を配置しているか。【指定要領第2-5】	
②精神医療についての診療従事年数が、医籍登録後通算して3年以上あること。（従事年数には、てんかんについての診療を含む。また、精神医療についての臨床研修期間も含む。）【指定要領第2-3-(2)】				
4医療の範囲・請求等	精神通院医療の範囲は、精神障害及び当該精神障害に起因して生じた病態に対して病院又は診療所に入院しないで行われる医療となっているか。【実施要綱第2-2】	精神通院医療の範囲は、精神障害及び当該精神障害に起因して生じた病態に対して病院又は診療所に入院しないで行われる医療となっているか。【実施要綱第2-2】	精神通院医療の範囲は、精神障害及び当該精神障害に起因して生じた病態に対して病院又は診療所に入院しないで行われる医療となっているか。【実施要綱第2-2】	○障害者総合支援法第58条、第68条 ○自立支援医療費支給認定通則実施要綱及び実施要綱（平成18年厚生労働省通知）
	自立支援医療費の請求は、適正に行っているか。【法第58条、第68条】	自立支援医療費の請求は、適正に行っているか。【法第58条、第68条】	自立支援医療費の請求は、適正に行っているか。【法第58条、第68条】	
	負担上限月額が設定されている受診者等について、適切に自己負担の徴収をしているか、また、自己負担上限額管理票へ適切に記載をしているか。【通則実施要綱第7】	負担上限月額が設定されている受診者等について、適切に自己負担の徴収をしているか、また、自己負担上限額管理票へ適切に記載をしているか。【通則実施要綱第7】	負担上限月額が設定されている受診者等について、適切に自己負担の徴収をしているか、また、自己負担上限額管理票へ適切に記載をしているか。【通則実施要綱第7】	
5変更の届出等	名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項の届出を行っているか。【法第64条、法施行規則第57条】 （届出事項） ○病院又は診療所の名称及び所在地 ○開設者の住所及び氏名又は名称 ○保険医療機関である旨 ○標榜している診療科名（担当しようとする自立支援医療の種類に関係があるものに限る。） ○指定自立支援医療を主として担当する医師の氏名及び経歴	名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項の届出を行っているか。【法第64条、法施行規則第57条】 （届出事項） ○薬局の名称及び所在地 ○開設者の住所及び氏名又は名称 ○保険薬局である旨 ○管理薬剤師の氏名及び経歴	名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項の届出を行っているか。【法第64条、法施行規則第57条】 （届出事項） ○指定訪問看護事業者等の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ○当該申請に係る訪問看護ステーション等の名称及び所在地 ○指定訪問看護事業者等である旨 ○当該訪問看護ステーション等において指定訪問看護又は訪問看護に係る指定居宅サービスに従事する職員の定数	○障害者総合支援法第60条、64条及び第65条、同法施行規則第57条、第61条～第64条
	指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定については、6年ごとにその更新を受けなければ効力が失われることを認識しているか。【法第60条】	指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定については、6年ごとにその更新を受けなければ効力が失われることを認識しているか。【法第60条】	指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定については、6年ごとにその更新を受けなければ効力が失われることを認識しているか。【法第60条】	
	指定を辞退する場合は、1月以上の予告期間を設けて申し出ることを認識しているか。【法第65条】	指定を辞退する場合は、1月以上の予告期間を設けて申し出ることを認識しているか。【法第65条】	指定を辞退する場合は、1月以上の予告期間を設けて申し出ることを認識しているか。【法第65条】	